

独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務
及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書

平成15年10月3日認可

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(用語)

第2条 この業務方法書において使用する用語は、通則法、農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「農災法」という。）及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「漁災法」という。）において使用する用語の例による。

第2章 農業災害補償関係業務

(資金の貸付け)

第3条 信用基金は、農業共済組合連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）に対して、信用基金が別に定める貸付取扱要領に基づき基本契約を締結して、農災法第142条の8第1項第1号に規定する資金の貸付けを行うものとする。

2 前項の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限は、別表1のとおりとする。

(債務の保証)

第4条 信用基金は、農業共済団体等に対して、信用基金が別に定める債務保証取扱要領に基づき基本契約を締結して、農災法第142条の8第1項第2号に規定する債務の保証を行うものとする。

2 前項の債務の保証に係る保証金額の限度、保証料率及び期限は、別表2のとおりとする。

(違約金)

第5条 農災法第142条の10第2項の規定により納付させる違約金の額は、農業共済団体等が信用基金から資金の貸付け又は債務の保証を受けた日から償還した日までの期間につき、貸付金額又は債務の保証をした金額の全額につき年14.5パーセントの割合で計算した額とする。

2 前項に定めるもののほか、違約金に関し必要な事項は、基本契約で定める。

(寄託の引受け)

第6条 信用基金は、農業共済団体等に対して、信用基金が別に定める寄託金取扱要領に基づき基本契約を締結して、農災法第142条の8第2項に規定する金

銭の寄託の引受けを行うものとする。

2 前項の金銭の寄託の引受けに係る利率及び期限は、別表3のとおりとする。

第3章 漁業災害補償関係業務

(資金の貸付け)

第7条 信用基金は、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会（以下「漁業共済団体」という。）に対して、信用基金が別に定める貸付取扱要領に基づき基本契約を締結して、漁災法第196条の3第1号に規定する資金の貸付けを行うものとする。

2 前項の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限は、別表4のとおりとする。

(債務の保証)

第8条 信用基金は、漁業共済団体に対して、信用基金が別に定める債務保証取扱要領に基づき基本契約を締結して、漁災法第196条の3第2号に規定する債務の保証を行うものとする。

2 前項の債務の保証に係る保証金額の限度、保証料率及び期限は、別表5のとおりとする。

(違約金)

第9条 漁災法第196条の6第2項の規定により納付させる違約金の額は、漁業共済団体が信用基金から資金の貸付け又は債務の保証を受けた日から償還した日までの期間につき、貸付金額又は債務の保証をした金額の全額につき年14.5パーセントの割合で計算した額とする。

2 前項に定めるもののほか、違約金に関し必要な事項は、基本契約で定める。

(寄託の引受け)

第10条 信用基金は、漁業共済団体に対して、信用基金が別に定める寄託金取扱要領に基づき基本契約を締結して、漁災法第196条の3第3号に規定する金銭の寄託の引受けを行うものとする。

2 前項の金銭の寄託の引受けに係る利率及び期限は、別表6のとおりとする。

第4章 業務委託の基準

(業務委託の基準)

第11条 信用基金は、別表7に掲げる業務を効率的に運営するため、農災法第142条の9第1項、第2項及び漁災法第196条の4第1項の規定により、農林中央金庫等へ業務の一部を委託することができる。

2 信用基金は、委託先の選定にあたっては、受託者の信用基金の業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費のコスト低減に十分に配慮するものとする。

3 信用基金は、業務の委託をしようとするときは、受託者と委託契約を締結するものとする。

第5章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(調達契約に関する基本的事項)

第12条 信用基金は、物品又は役務に係る調達契約に関して、競争入札を実施するなどコストの低減に十分に配慮するものとする。

2 信用基金は、物品又は役務の調達手続その他の詳細については、別に定めることとする。

第6章 雑則

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第13条 この業務方法書に定める利率及び違約金の額の計算の基礎となる年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(細則)

第14条 信用基金は、業務方法書に定めるもののほか、その業務の運営に関し必要な事項について細則を定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、農林水産大臣の認可があった日から施行する。

(漁業災害補償関係業務における特例)

第2条 漁業災害補償関係業務において、国の漁業共済保険事業開始前に実施した漁獲共済及び養殖共済に係る漁業再共済事業を通じて事業収支計算上不足金を生じていた漁業共済組合連合会に対し、昭和45事業年度において旧漁業共済基金が特別の条件で行った旧漁業共済基金業務方法書第1条第1号の貸付けについては、この特例の定めるところによる。

2 前項の貸付けの金額は、2億円とする。

3 第1項の特別の条件は、利率及び償還期限につき、次のとおりとする。

(1) 利率 無利息

(2) 償還期限 信用基金が農林水産大臣の承認を得て定める日まで。

別表1 農業災害補償関係業務の資金の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限

貸付資金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限
1. 年度末不足資金	農業共済団体等の前事業年度末における農作物共済勘定、家畜共済勘定、果樹共済勘定、畑作物共済勘定及び園芸施設共済勘定の各勘定ごとの収支計算上生じた不足金の合計額に支払利息を加算して得られる金額	年6.57% 以内	1年 以内
2. 保険金(共済金)支払不足資金	農業共済団体等の農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る支払うべき保険金又は共済金の額から当該農業共済団体等の手持資金の額を控除した額に支払利息を加算して得られる金額		
3. 再保険金(保険金)資金	農業共済組合連合会又は特定組合の支払を受けていない再保険金又は保険金に相当する額に支払利息を加算して得られる金額		

別表2 農業災害補償関係業務の債務の保証に係る保証金額の限度、保証料率及び期限

保証資金の種類	保証金額の限度	保証料率	期限
1. 年度末不足資金	農業共済団体等の前事業年度末における農作物共済勘定、家畜共済勘定、果樹共済勘定、畑作物共済勘定及び園芸施設共済勘定の各勘定ごとの収支計算上生じた不足金の合計額に支払利息を加算して得られる金額	なし	1年以内
2. 保険金(共済金)支払不足資金	農業共済団体等の農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る支払うべき保険金又は共済金の額から当該農業共済団体等の手持資金の額を控除した額に支払利息を加算して得られる金額		
3. 再保険金(保険金)資金	農業共済組合連合会又は特定組合の支払を受けていない再保険金又は保険金に相当する額に支払利息を加算して得られる金額		

別表3 農業災害補償関係業務の寄託の引受けに係る利率及び期限

利率	期限
年6.57%以内	1年以内

別表4 漁業災害補償関係業務の資金の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限

貸付資金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限
共済金等支払資金	貸付金の残高、保証債務の残高及び求償権の金額の合計額に当該貸付けをしようとする金額(信用基金が貸し付けた貸付金又は保証した債務の弁済に充てるための資金として貸付けをしようとする金額を除く。)を加えて得た金額が次に掲げる金額となるまでの金額 ア 漁業共済組合にあっては、当該漁業共済組合のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び当該漁業共済組合の地区の全部又は一部をその区域とする都道府県のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額の4倍に相当する金額 イ 漁業共済組合連合会にあっては、漁業共済組合連合会のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び政府のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額から2億円を差し引いて得た金額の4倍に相当する金額	理事長が別に定める部分にあっては年6.57%以内 これを超える部分にあっては年10%以内	1年以内

別表5 漁業災害補償関係業務の債務の保証に係る保証金額の限度、保証料率及び期限

保証資金の種類	保証金額の限度	保証料率	期限
共済金等支払資金	貸付金の残高、保証債務の残高及び求償権の金額の合計額に当該保証をしようとする金額を加えて得た金額が次に掲げる金額となるまでの金額 ア 漁業共済組合にあっては、当該漁業共済組合のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び当該漁業共済組合の地区の全部又は一部をその区域とする都道府県のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額の4倍に相当する金額 イ 漁業共済組合連合会にあっては、漁業共済組合連合会のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び政府のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額から2億円を差し引いて得た金額の4倍に相当する金額	なし	1年以内

別表6 漁業災害補償関係業務の寄託の引受けに係る利率及び期限

利率	期限
年6.57%以内	なし

別表7 信用基金の委託する業務

業務名	委託先及び委託業務内容	根拠法令
農業災害補償関係業務	農林中央金庫等の金融機関 (1) 貸付けの申込みの受け付けに関する業務 (2) 貸付金の回収に関する業務 (3) 貸付金の送金又は出納に関する業務 (4) 償還金の送金又は出納に関する業務	農災法第142条の9第1項

する業務	農災法第142条の9第2項
農業共済組合連合会 (1) 組合等に係る貸付け又は債務の保証の申込みの受け付けに関する業務 (2) 組合等に係る貸付金の回収に関する業務（償還金の受領に関することを除く。） (3) 組合等に係る弁済した保証債務の求償に関する業務（求償金の受領に関することを除く。）	農災法第142条の9第2項
漁業災害補償関係業務 農林中央金庫等の金融機関 (1) 貸付けの申込みの受け付けに関する業務 (2) 貸付金の回収に関する業務 (3) 貸付金の送金又は出納に関する業務 (4) 償還金の送金又は出納に関する業務	漁災法第196条の4第1項